

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 上伊地環第36-1号
令和7年（2025年）3月10日
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		有限会社ファットエヴァー 代表取締役 鈴木 教仁 長野県伊那市富県3429番 5
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設の設置許可
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県3387番 2
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設（固定式）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 195.2t/日（24.4t/h：8時間稼働） ・一次破砕機：木くず 236t/日（29.5t/h：8時間稼働） ・二次破砕機：木くず 195.2t/日（24.4t/h：8時間稼働）
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処理施設の設置許可
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県3687番 1、3688番 3
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破砕施設（移動式兼用）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 608t/日（76t/h：8時間稼働）

申請の区分（Ⅲ）		産業廃棄物処分業の変更許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市富県3687番 1、3688番 3	
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破砕施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 608t/日（76t/h：8時間稼働）	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
		○事業の範囲 ・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、 <u>がれき類</u> 以上いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。	○事業の範囲 ・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず 以上いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	（範囲）伊那市北新区、高遠町上山田区 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは 事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠）条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）北新区 令和7年1月25日（土）午後7時から 上山田区 令和6年12月20日（金）午後7時から （場所）北新区 長野県伊那市富県北新2785番地3 北新公民館 上山田区 長野県伊那市高遠町上山田397番地1 いきいき交流施設上山田公民館	
	⑨事業計画概要書（事業計画概要説明会終了報告書）の縦覧場所、期間及び時間	（場所）長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 （期間）令和7年3月11日（火）～3月24日（月） （土日・祝日その他の県の休日を除く。） 午前8時30分～午後5時	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係 市町村長 ○第36条第1項の対象関係 住民	○事業計画概要説明会終了 報告書の内容	15号	提出期限 令和7年3月24日(月) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興 局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。